

定 款

一般社団法人安全技術普及会

平成28年4月27日設立
平成29年2月27日最終定款作成

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人安全技術普及会（以下「当会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

(目的及び事業)

第3条 当会は、安全技術の進歩発展・普及促進を図り、機械や設備への安全技術の導入により、人の安全確保と生産性の向上に貢献するとともに、産業界の一層の繁栄を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 安全技術・応用技術に関する講習会・研修会等の実施
2. 安全技術・応用技術に関する講習会・研修会講師の育成
3. 安全技術・応用技術の研究・開発の成果の普及
4. 安全確認型の論理に基づいた安全方策の研究・開発の成果の普及
5. 安全技術・応用技術に関する技術者交流会の実施
6. 機械安全技術者の活用及び能力向上策の立案と実施
7. 国内外の関連官庁及び関連団体との連携
8. 安全技術・応用技術に関する研究団体に対する支援
9. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入会)

第5条 当会の目的に賛同し、当会に入会した者を社員（以下「社員」という。）とする。社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）における社員とする。

2 社員となるには当会所定の様式による申込みをし、理事会及び社員総会の承認を得るものとする。

(会費)

第6条 社員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第8条 社員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当会に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当会は、社員が次の各号の一に該当する場合には、総社員の半数以上が出席した社員総会において総社員の議決権の3分の2以上に当る多数の決議（以下「特別決議」という。）をもってその社員を除名することができる。この場合、社員総会の1週間前までに除名の理由を通知し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款その他の規則に反する行為をしたとき
- (2) 当会の名誉・信用を毀損したとき
- (3) その他前各号に準ずる行為をしたときもしくは除名すべき正当な事由があるとき

(社員名簿)

第10条 当会は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、東京都において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、一般法人法に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 理事もしくは監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他一般法人法で定められた事項

3 社員総会に出席できない社員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合、代理人は代理権を証する書類を当会に提出しなければならない。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において決定した理事がこれにあたる。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、一般法人法の定めるところにより議事録（以下「総会議事録」という。）を作成する。

2 総会議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人1名が記名押印する。

3 総会議事録は、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(理事長及び監事)

第18条 当会に理事3名以上7名以下及び監事1名を置く。

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を置くことができる。理事長及び副理事長は、理事会が選定する。

3 理事長を一般法人法の代表理事とする。

4 理事長は、当会を代表し、当会の業務を統括する。副理事長は理事長を補佐する。

5 監事は、理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより監査報告を作成する。

(選定等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。なお、理事のうち過半数は、安全技術応用研究会（主たる事務所東京都品川区）の会員の中から選任する。また、監事は、会員外の弁護士・公認会計士・税理士から選任する。

2 理事のうち、理事のいずれか1名の配偶者又は3親等内の親族は理事となることができない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

4 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(役員報酬等)

第21条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当会との取引

(3) 当会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当会とその理事との利益が相反する取引

(名誉理事長及び顧問)

第23条 当会は、名誉理事長及び顧問を若干名置くことができる。

2 名誉理事長及び顧問は、理事長が委嘱し理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。

3 名誉理事長及び顧問の処遇は理事会で決める。

第5章 理事会

(構成)

第24条 当会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は次の職務を行う。

(1) 当会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行

(3) 理事長、副理事長の選定及び解職

(開催)

第26条 定例理事会は3か月に1回以上開催する。なお、理事は、必要と認めたときは随時理事長に理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。この場合、一般法人法第93条第3項の定めるところによる。

2 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

3 監事は、理事会において3か月に1回以上会計監査について報告しなければならない。

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは副理事長が理事会を招集し、副理事長のないときは各理事が理事会を招集する。

2 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故あるときは副理事長がこれにあたり、副理事長のないときは理事の互選で他の理事がこれにあたるものとする。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があ

ったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は前項の議事録に署名押印する。

第6章 委員会

(委員会の設置等)

第31条 理事長は、理事会の承認を得て、当会の目的たる事業を行うため当会に委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 委員の委嘱期間は1年とし、再委嘱を妨げない。

4 委員会の運営に関する基本的事項は理事会が定める。

5 委員会は、毎事業年度ごとに当該事業年度における活動報告及びこれに関する収支決算、翌事業年度における活動計画及びこれに関する収支予算を理事会に提出しなければならない。

第7章 事務局

(設置等)

第32条 当会の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

第8章 基金

(基金の拠出)

第33条 当会は、社員又は第三者に対し基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集等)

第34条 基金の募集、割当て及び払込等の手続については、理事会の決議を経て理事長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第35条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還)

第36条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金)

第37条 当会は、基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

(基金の提供)

第38条 当会は、第3条7号の支援事業として、会員総会の特別決議において承認を得た提供先に対し承認を得た範囲で基金を提供できるものとする。但し、基金の提供先に対する基金の提供は、第35条の定めに基づき基金拠出者に基金全額を返還する前はすることができない。

第9章 計 算

(事業年度)

第39条 当会の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(事業報告及び予算)

第40条 当会の事業報告及び決算、予算、事業計画については、毎事業年度終了後、理事長が

次の書類を作成して監事の監査を受けた上で理事会の承認を得て定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号ないし第4号の書類については総会で承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 決算書
- 三 予算書
- 四 事業計画

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか監査報告を当会事務所に5年間備え置くものとする。

3 当会の会計帳簿及び決算書（貸借対照表・損益計算書）、監査報告書類は、会計帳簿閉鎖のときから10年間保存するものとする。

（予算成立前収支）

第41条 理事長は、理事会の承認を得て、毎事業年度開始後、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入を得、又は支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（剰余金分配）

第42条 当会は、剰余金の分配をすることはできない。

第10章 定款の変更及び解散

（規約の変更）

第43条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。この場合の決議は特別決議による。

（解散）

第44条 当会は、社員総会の決議により解散する。この場合の決議は特別決議による。

2 当会の清算に関して必要な事項は、前項の決議の際に定める。

（残余財産の帰属）

第45条 当会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の特別決議を経て、当会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は安全技術・応用技術の研究・開発等を図る公益目的の一般社団法人等の団体又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 附 則

（委任）

第46条 この定款に定めるもののほか、当会の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

制 定 平成28年4月27日

改 正 平成29年2月27日 第3条（目的及び事業）